

# ボリビア多民族国 (Plurinational State of Bolivia)

## 通信

### I 監督機関等

運輸通信規制監督局 (ATT)

Tel. : +591 2 2772266

URL : <http://www.att.gob.bo/>

所在地 : Calle 13 #8260 y 8280, Entre Sauces y Costanera, Calacoto, La Paz 6692, BOLIVIA

幹部 : Cesar Carlos Bohrt Urquizo (行政官 / Director Ejecutivo)

所掌事務

公共業務及び住宅サービス省 (Ministerio de Obras Públicas, Servicios y Vivienda) 傘下の電気通信、運輸交通、郵便に関する規制機関。2009年2月の憲法改正により、1995年設立の電気通信監督庁 (Superintendencia de Telecomunicaciones : Sittel) を廃止、新たに通信分野の規制機関として2009年5月に設立された。

主に以下の事項を所掌し、公共業務及び住宅サービス省の電気通信次官 (Viceministro de Telecomunicaciones) に対する報告義務を有する。

- ・ 通信サービス免許 (放送を含む) の付与
- ・ 周波数及び無線機器の使用を管理
- ・ 干渉を避けるための周波数使用の規制
- ・ 電気通信事業者による通信品質及びカバレージ達成に関する法令順守の監視
- ・ 通信産業及び通信事業者の財務状況に関する分析の実施
- ・ 電気通信市場における市場競争の促進
- ・ 支配的通信事業者に対するプライス・キャップによる料金規制

### II 法令

2011年電気通信及び情報通信技術一般法 (Ley General de Telecomunicaciones, Tecnologías de Información y Comunicación)

従来の基本法令であった「1995年電気通信法」を廃止し、2011年8月に施行された。通信及び放送免許の付与等の通信サービス一般、相互接続、周波数管理、

その他情報通信技術に関する規定を定めている。

### Ⅲ 政策動向

#### 1 免許制度

「2011年電気通信及び情報通信技術一般法」第25条でネットワーク設備の保有者には免許又は許可が必要とあり、第28条で事業免許を以下の7種類と規定している。

- ・ 電気通信サービス免許
- ・ 特定サービス免許
- ・ 放送サービス免許
- ・ 周波数使用免許
- ・ 専用線サービス免許
- ・ 付加価値サービス免許
- ・ 衛星サービス免許

また、同法第29条により電気通信サービス免許の有効期限は最長15年間で、延長が可能と定められている。

#### 2 競争促進政策

##### 自由化

「1995年電気通信法」の下では、地域通信については16の通信協同組合（Co-operative）が地域独占で、長距離・国際通信については国営事業者 Empresa Nacional de Telecomunicaciones（Entel）が独占でサービスを提供していた。しかし、2000年に布告された「Supreme Decree No.26005」で固定通信市場の自由化プランが承認され、2001年11月に通信協同組合による地域独占とEntelの市場独占が解消された。

しかし、政府は2008年5月にEntelの再国営化を決定、当時Entel株式の50.9%を保有していたテレコム・イタリア傘下の持株会社 International Communication Holding から株式を再取得し、2010年11月に準国有化が実現している。

#### 3 情報通信基盤整備政策

##### ユニバーサル・アクセス

「2011年電気通信及び情報通信技術一般法」第65～66条において、電気通信サービスのユニバーサル・アクセスを実現するための資金調達プログラムである Programa Nacional de Telecomunicaciones de Inclusión Social（PRONTIS）が規定されている。ここでは電波利用料等の情報通信分野にかかわる政府収入とともに、放送サービス事業者を除く通信免許人の年間粗収入の1～2%を徴収し、PRONTISの原資とすることが規定されている。

## IV 関連技術の動向

### 基準認証制度

電気通信機器の基準認証は、ATT が所掌している。ATT は、装置あるいは器具の標準化及び認証の基準を定め、基準認証を実施している。

## V 事業の現状

### 1 固定電話

「1995 年電気通信法」の下で、16 の通信協同組合が地域独占を公認されて事業を行ってきた経緯があるため、市場全体では独占度が低い。また、通信協同組合は 2001 年 11 月の市場自由化後に長距離・国際通信部門に参入し、国営事業者 Entel も含め市場は競争的市場となっている。

2014 年末現在の加入者数は、COTAS（サンタ・クルス地域の通信協同組合）：21 万 5,000、COTEL（ラパス地域の通信協同組合）：21 万 4,000、COMTECO：20 万 4,000、Entel：14 万である。

### 2 移動体通信

国営事業者 Entel の移動体子会社 Entel モビル（Entel Movil）、Telecel（ブランド名：Tigo）、NuevaTel（ブランド名：Viva）の三つの設備事業者が存在する。2015 年 6 月末現在、Entel モビルが 4 割強のシェアを占め、Telecel、NuevaTel が続いている。

また、通信協同組合がそれぞれの拠点地域で MVNO として市場に進出している。COTAS は 2002 年 6 月に NuevaTel のネットワークを使用して市場に参入、ラテンアメリカ初の MVNO 事業者になった。また、コチャバンバ地域の通信協同組合 COMTECO も 2011 年 5 月に MVNO として市場に参入している。

3G については、Telecel が 2008 年 8 月に W-CDMA 規格で提供を開始、NuevaTel が 2010 年 9 月、Entel モビルが 2011 年 4 月に市場に参入している。3G 加入者数は 2015 年 6 月末現在、297 万である。

LTE については、Entel モビルが 2012 年 12 月にラパス等 3 都市で商用サービスを開始した。また、Telecel が 2014 年 7 月、NuevaTel が 2015 年 7 月にサービスを開始している。2015 年 6 月末現在、国内全体の加入者数は 4 万である。

### 3 インターネット

ボリビアのインターネット市場はまだ黎明期にあり、普及率が 1%前後で推移している。また通信速度も非常に低速である。主な接続方式は固定事業者が提供する DSL である。2014 年末現在の接続方法別割合は、DSL：73.5%、ケーブル：19.1%、LAN/FTTx：0.8%、その他：6.5%である。

事業者別加入者数の比率は、2015 年 6 月末現在、Entel が 15.2%で、残りのシェアを多くの事業者が争っている。

## VI 運営体

### 1 Empresa Nacional de Telecomunicaciones (Entel)

Tel. : +591 2 2141010

URL : <http://www.entel.bo/>

所在地 : Calle Federico Zuazo 1771, Esquina Tiawanku, La Paz 4450, BOLIVIA  
概要

政府が株式の約 97%を保有する準国有企業である。2001 年 11 月の市場自由化により、政府は一時株式を放出していたが、2008 年 5 月に再国営化が決定、テレコム・イタリア傘下の持株会社 International Communication Holding から株式の 50.9%を再取得し、2010 年 11 月に再国営化が実現している。

固定通話サービス、インターネット接続サービス、ケーブルテレビ及び移動体通信サービスを提供する総合通信事業者であり、2014 年末現在、移動体通信とインターネット・サービスの加入者数で国内 1 位である。

固定通信については、競合事業者が旧地域独占事業者であるため、全国域で同水準のサービスを維持できる市場優位を有する。また、移動体通信については 2011 年 4 月から W-CDMA 規格による 3G サービスの提供を開始し、2012 年 10 月には全地方自治体の中心都市でサービスを提供可能とした。同年 12 月、商用 LTE サービスを開始している。

### 2 Co-operativa de Telefonos Automaticos La Paz (COTEL)

Tel. : +591 2 2372323

URL : <http://www.cotel.bo/>

所在地 : Avenue Mariscal Santa Cruz No.980, Planta Baja, La Paz 633, BOLIVIA

概要

1941 年に設立された、事実上の首都ラパスを中心に事業を展開する通信協同組合である。2001 年 11 月の市場自由化以降は長距離及び国際通信業務にも進出しており、2003 年からは RedCotel のブランド名でインターネット事業に、2007 年からはケーブルテレビ事業にも進出、総合通信事業者への移行を推進している。2014 年末現在、固定電話の加入者数で国内 1 位である。

### 3 Telecel

Tel. : +591 7 7390000

URL : <http://www.tigo.com.bo/>

所在地 : Avenida Viedma 648, Santa Cruz, BOLIVIA

概要

1991 年に Telefonica Celular として設立されたボリビア初の移動体通信事業者である。2005 年にルクセンブルクを拠点とするミリコム・インターナショナル・

セルラー (Millicom International Cellular) に買収され、ブランド名を Tigo に改めている。2008 年 8 月、W-CDMA 規格による 3G サービスを国内で最初に開始し、2014 年 7 月に LTE サービスを Entel に続いて開始した。移動体通信の加入者数で国内 2 位である。

## 放送

### I 監督機関等

運輸通信規制監督局 (ATT)

(通信 / I の項参照)

### II 法令

2011 年電気通信及び情報通信技術一般法 (Ley General de Telecomunicaciones, Tecnologías de Información y Comunicación)

(通信 / II の項参照)

### III 政策動向

#### 1 免許制度

放送免許については「2011 年電気通信及び情報通信技術一般法」第 30 条において、免許期間が 15 年と規定されている。また、同第 10 条では、放送サービスに配分された周波数のうち、33% は政府が保有する放送免許に割り当てられ、残りの周波数については商業放送事業者に 33%、コミュニティ放送事業者に 17%、少数民族向け放送事業者に 17% が割り当てられることが規定されている。

#### 2 地上デジタル放送

2010 年 7 月、政府は地上デジタル放送の規格として、日本方式 (ISDB-T 方式) の採用を決定し、ブラジル、ペルー、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、エクアドル、コスタリカ、パラグアイに続き、中南米で日本方式を採用した 9 番目の国となった。2012 年 5 月にラパスで地上デジタル放送が開始された。

### IV 事業の現状

#### 1 ラジオ

ラジオ放送事業者は中波・FM 合わせて 480 以上存在している。代表的ラジオ放送事業者として、カトリック系のラジオ・フィデス (Radio Fides) やラパスを拠点とする FM ラパス (FM La Paz)、スクレを拠点とするラジオ・アルカディ

ア (Radio Arcadia) の両 FM 放送、2011 年に開設されたラジオ・ディズニー・ラテンアメリカのボリビア支局ラジオ・ディズニー・ボリビア等が挙げられる。

## 2 テレビ

完全国営テレビ放送のボリビア TV (Bolivia TV) をはじめ、政府が部分的に株式を保有するレッド ATB (Red ATB) 及びボリビジョン (Bolivisión)、ボリビアを代表する大学の一つであるガブリエル・レネ・モレオ自治大学が運営する Televisión Universitaria などがある。また、ボリビア TV は HD 放送用チャンネルであるボリビア HDTV (Bolivia TV HD) の提供を 2012 年 5 月に開始している。

## 3 衛星放送

衛星放送はケーブルテレビ事業者であるマルチビジョン・ボリビア (Multivisión Bolivia) 及び総合通信事業者である Entel が提供している。

## 4 ケーブルテレビ

専業のケーブルテレビ事業者であるマルチビジョン・ボリビアが代表的事業者であるが、通信事業者である Entel、COTEL、COTAS もケーブル網によりテレビ放送を配信している。

## V 運営体

ボリビア TV (Bolivia TV)

Tel. : +591 2 2203404

URL : <http://www.boliviavtv.bo/>

所在地: Avenida Camacho N° 1485 - Edificio La Urbana Piso 6, 204191, La Paz, BOLIVIA

概要

1969 年に Canal 7 TVB として設立された完全国営のテレビ放送事業者である。2000 年に Televisión Boliviana と改称し、2010 年より現行の名称となっている。SD 放送のボリビア TV 及び HD 放送のボリビア HDTV も提供している。

## 電波

### I 監督機関等

運輸通信規制監督局 (ATT)

(通信 / I の項参照)

## II 電波監理政策の動向

### 1 電波監理政策の概要

ATT が「2011 年電気通信及び情報技術一般法」に基づき、電波監理を実施する。

### 2 無線局免許制度

「2011 年電気通信及び情報技術一般法」第 9 条により、周波数免許は ATT による免許以外には譲渡、リース等ができないとし、国家周波数計画に基づき、放送、電気通信などの分野で免許が付与されるとしている。

「2011 年電気通信及び情報技術一般法」第 20 条では、送信アンテナには無線局免許が必要としている。

「2011 年電気通信及び情報技術一般法」第 32 条により、無線局免許は、周波数割当及び技術基準など法令上の要件を満たせば、民間の電気通信網に付与することができる。

### 3 周波数割当制度

無線周波数の使用許可は、周波数分配計画に基づき、ATT により実施される。

### 4 電波利用料制度

「2011 年電気通信及び情報技術一般法」第 62 条により、周波数の利用に当たっては、別途定める基準により、毎年 1 月末までに利用料金を徴収する。

## III 周波数分配状況

周波数分配計画（Plan Nacional de Frecuencias）を公開している。

周波数分配表 URL：

<http://www.att.gob.bo/index.php/telecomunicaciones/servicios-publicos/plan-de-frecuencias/>

最新は 2012 年版で、以下の URL に掲載。

[http://www.att.gob.bo/images/files/PNF%2008\\_11\\_12.pdf](http://www.att.gob.bo/images/files/PNF%2008_11_12.pdf)